志學館大学における精神保健福祉士養成の成果と 課題について

中條 大輔・森 実紀

抄録

志學館大学(以下,本学)では、2016(平成28)年度から国家資格である精神保健福祉士の養成を開始した。2022(令和4)年度より教員の体制が変更したことを受け教育カリキュラムを練り直し、2022(令和4)年度から2023(令和5)年度の2年が経過した。また、2023(令和5)年度が現行カリキュラムにおける最後の現場実習実施年となった。本論では、精神保健福祉士成立の歴史的背景、精神保健福祉士養成に係るカリキュラム、他大学の実践を含む先行研究を通して、精神保健福祉士養成の軸となる実習・演習関連科目の在り方を考察し、2022(令和4)年度から2023(令和5)年度までの本学養成プログラムを概観し、その成果と今後の課題を論じた。

養成プログラムにおいては、現場の精神保健福祉士との協働を通した大学での事前学習、現場実習、事後指導を連動させ展開し、援助者や当事者、その家族、地域と学生が「相互作用」として学び合うような取り組みを意識した。その中で、学生、当事者を含んだ現場、双方のストレングスに着目し、互いにリカバリーとエンパワメントが生起する学びを導く関係性を経験する意義を一定程度展開できた成果を報告した。他方、ソーシャルアクションなどのメゾ、マクロへの視点という課題の抽出も行うことができた。今後も養成に関わる全ての人々のリカバリー、エンパワメント、ストレングスに寄与できる教科科目、実習・演習科目の在り方を検討していきたい。

1. はじめに

精神保健福祉士は1997 (平成9) 年に国家資格化した,精神保健医療福祉領域におけるソーシャルワーカーである。志學館大学(以下,本学)では,2016 (平成28)年4月よりこの精神保健福祉士の養成が始まり,すでに4期生までが卒業し,精神科病院から公務員まで,幅広い領域で活躍をしている。

精神保健福祉士養成に係るカリキュラムは厚生労働省の定める指定科目と養成 教育の指針に基づき、各大学が4年間で教授している。

本学では、大学在籍3年次に学科においてコース分離がなされる。精神保健福祉 士養成は「精神保健福祉コース」で行われ、基礎的な科目は2年次までに修得する ものの、実習・演習関連科目などの精神保健医療複関連専門科目の履修は3年次コース分離後に精神保健福祉コースに所属することで開始され、2年間をかけて専門職養成を行っていく。2022(令和4)年度より本コースの担当教員が入れ替わったことをきっかけに、精神保健福祉士養成に係る実習・演習関連科目の在り方を再考し、現4年生への実習・演習関連科目について2年間教授してきた。2021(令和3)年度より新カリキュラムが開始され、2023(令和5)年度で現在カリキュラムは終了となることから、2023(令和5)年度卒業生が現行カリキュラムの最後の卒業生となる。

そこで、2023 (令和5) 年度までの開講となる現行カリキュラムにおける実習・ 演習関連科目開講の歩みをまとめ、その成果の発展と課題の抽出し、そこから見 える今後の精神保健福祉士養成の在り方を論じる。

2. 精神保健福祉士とその養成カリキュラムについて

2.1. 精神保健福祉十の誕生とその背景

前述の通り,精神保健福祉士は1997(平成9)年に成立し,翌年1998(平成10)年より施行された精神保健福祉士法に基づく,精神保健医療福祉に係るソーシャルワーカーの国家資格である。

精神保健福祉士が国家資格化された背景には、我が国の精神保健医療福祉施策において続いた入院医療中心の施策があり、その施策が民間病院に依存したことにより起きた。入院の長期化とその背景となる社会的入院¹¹の解決がある。

社会的入院が生まれた背景を検討すると、①当時の厚生省が高度経済成長期下という事情により精神障害者によって年間1,000億円の生産が阻害されていると示したこと、②1964(昭和39)年に起きたライシャワー事件における精神保健医療福祉を取り巻く世論への負の影響、③退院促進のための退院先などの社会資源の不足、④欧米と異なり日本では9割近くの精神病床が民間病院であること、この民間精神科病院を増やしていくという国策の元、一般医療よりも少ない従事者数で病棟を維持できる精神科特例の存在、⑤精神障害を持つ当事者(以下、当事者)を長期間隔離収容する事が出来た法的背景と政策、⑥戦前の日本が「精神病者監護法」を1900(明治33)年に開始し、当事者を家族の責任の下、自宅へ隔離収容する政策を1950(昭和25)年の精神衛生法公布まで長年続けたことによる差別と偏見などがその後、十分に解消されることがない状態で現在まで続くなどといった複合的要因があったと考えられる。中條(2016)はこの歴史的背景について、

「国家における精神科医療の進展の停滞は、そのまま精神障害者施策の停滞と連動し、精神障害者の主体性が奪われ、自己決定、自己判断のできない弱者であると決めつけられ、パターナリスティックに取り扱われ続けた歴史であった」とし、 我が国における精神保健医療福祉施策の遅れとその弊害を考察した。

精神保健福祉士とは、このような歴史的背景のもとで奪われ続けた当事者の「当たり前の生活」(谷中1993)を当事者と共に取り戻し、当事者のリカバリー²⁾に寄与することを目的としたソーシャルワーカーである。

これらの歴史を踏まえつつ、現在、精神保健福祉士法において精神保健福祉士 は以下のように定義されている³⁾ (厚生労働省2023a)。

精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十八項に規定する地域相談支援をいう。第四十一条第一項において同じ。)の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うこと(以下「相談援助」という。)を業とする者をいう(第2条)

この条文より,精神保健福祉士に必要な知識と技術を読み解くと,「精神保健福祉士が働く場所の知識」,「精神保健福祉士における知識と技術」,「具体的な相談援助の展開(ソーシャルワークの展開)」が必要と定義づけられていることとなる。

2.2. 精神保健福祉士養成に係るカリキュラムについて

厚生労働省は、精神保健福祉士養成に係るカリキュラムについて「精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令(以下、科目省令)」⁴⁾(厚生労働省2023b)を定めている。科目省令では、精神保健福祉士の専門的な知識を学ぶための教科科目と、精神保健福祉士の現場での臨床経験に関する実働部分を学ぶための実習・演習科目を指定科目とし、各養成校においてこれら指定科目を修めた者へ国家試験受験資格を与え、国家試験に合格し、登録を済ますことで精神保健福祉士を名乗ることができるとされる。

国家試験はマークシート方式で、知識を問うものが中心となっている。そのため、実習・演習科目で学ぶ精神保健福祉士の実働におけるトレーニング部分は、大学での単位認定を以って国家試験受験資格を与えるものとしている。これは、各養成校における実習・演習科目において国家資格取得に足る内容を実施するよう求めていることを表している。

表1 精神保健福祉十養成現行カリキュラムにおける国家試験の有無について

科目名	国家試験科目	科目名	国家試験科目
人体の構造と機能及び疾病	0	精神疾患とその治療	0
心理学理論と心理的支援	0	精神保健の課題と支援	0
社会理論と社会システム	0	精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)	0
現代社会と福祉	0	精神保健福祉相談援助の基盤(専門)	0
地域福祉の理論と方法	0	精神保健福祉の理論と相談援助の展開	0
社会保障	0	精神保健福祉に関する制度とサービス	0
低所得者に対する支援と生活保護制度	0	精神障害者の生活支援システム	0
福祉行財政と福祉計画	0	精神保健福祉援助演習(基礎)	
保健医療サービス	0	精神保健福祉援助演習(専門)	
権利擁護と成年後見制度	0	精神保健福祉援助実習指導	
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	0	精神保健福祉援助実習	

※実習・演習関連科目では国家試験は実施されていない

また、現行カリキュラムへ至った過去のカリキュラム改正においては、精神保健福祉援助実習における実習時間が180時間から210時間へ拡大された。そして、機能の異なる2か所の施設での実習を定め、そのうち1か所は精神科病院等とされた医療機関での実習を90時間以上行うことが定められた。この改正によって、前述した歴史的背景を踏まえた精神科病院におけるソーシャルワーク展開を学ぶことが必須とされ、精神保健福祉士の在り方を現場実習で教授する重要性が強調されることとなった。

各養成校では、その方針に基づき、実習・演習関連科目において、どのような 経験を学生がするべきか、そして現場における価値と倫理をどのように学生に教 授することが必要かを明確に定める必要がある。

2.3. 現場実習を含む実習・演習関連科目の在り方について

厚生労働省・文部科学省(2011)は、現行カリキュラムが開始された2011年に

「『大学等において開講する精神障害者の保健及び福祉に関する科目の確認に係る指針について』(平成23年8月5日23文科高第501号・障発0805第9号)」において、実習・演習関連科目における教育内容のねらい(目標)を下記の通りそれぞれ示した。

精神保健福祉援助実習のねらい(目標)

- ・精神保健福祉援助実習を通して、精神保健福祉援助並びに障害者等の相談 援助に係る専門的知識と技術について具体的かつ実際的に理解し実践的な 技術等を体得する。
- ・精神保健福祉援助実習を通して、精神障害者のおかれている現状を理解し、 その生活実態や生活上の課題について把握する。
- ・精神保健福祉士として求められる資質,技能,倫理,自己に求められる課題把握等,総合的に対応できる能力を習得する。
- ・総合的かつ包括的な地域生活支援と関連分野の専門職との連携のあり方及 びその具体的内容を実践的に理解する。

精神保健福祉援助実習指導のねらい(目標)

- ・精神保健福祉援助実習の意義について理解する。
- ・精神障害者のおかれている現状を理解し、その生活の実態や生活上の困難 について理解する。
- ・精神保健福祉援助実習に係る個別指導及び集団指導を通して,精神保健福 祉援助に係る知識と技術について具体的かつ実際的に理解し実践的な技術 等を体得する。
- ・精神保健福祉士として求められる資質, 技能, 倫理, 自己に求められる課題把握等, 総合的に対応できる能力を習得する。
- ・具体的な体験や援助活動を、専門的知識及び技術として概念化し理論化し 体系立てていくことができる能力を涵養する。
- ・精神保健福祉援助演習(基礎)のねらい(目標)
- ・精神保健福祉援助の知識と技術に係る他の科目との関連性も視野に入れつつ、精神保健福祉士に求められる相談援助に係る基礎的な知識と技術について、次に掲げる方法を用いて、実践的に習得するとともに、専門的援助技術として概念化し理輸化し体系立てていくことができる能力を涵養す

る。

- ①相談援助に係る基礎的な知識と技術に関する具体的な実技を用いること。
- ②個別指導並びに集団指導を通して、地域福祉の基盤整備と開発に係る具体的な相談事例を体系的にとりあげること。

精神保健福祉援助演習(専門)のねらい(目標)

- ・精神保健福祉援助の知識と技術に係る他の科目との関連性も視野に入れつつ、精神障害者の生活や生活上の困難について把握し、精神保健福祉士に求められる相談援助に係る知識と技術について、次に掲げる方法を用いて、実践的に習得するとともに、専門的援助技術として概念化し理論化し、体系立てていくことができる能力を涵養する。
 - ①総合的かつ包括的な相談援助, 医療と協働・連携する相談援助に係る具体的な相談援助事例を体系的にとりあげること。
 - ②個別指導並びに集団指導を通して、具体的な援助場面を想定した実技指導(ロールプレーイング等)を中心とする演習形態により行うこと。

これらのねらいを読み解くと、教科科目を修めることを前提とし、実習科目と 演習科目を高度に連携させ、実践力の高い精神保健福祉士養成を求める狙いがう かがえる。これは現行カリキュラム改正時に共通認識として持たれた課題であっ た。岩本(2019)は、精神保健福祉士養成における実習教育の重要な視点として 「実習の三層構造」を定義し、精神保健福祉援助実習は「職場実習」、「職種実習」、「 「ソーシャルワーク実習」という多層的な実習構造を経て学ぶものとした。

現在は、その構造はさらに発展し、渡辺(2021)は、その構造を実習の時間の流れを表す「実習のプロセス」と空間(場所)によって規定されるシステムを構築している要素間のつながりを表す「実習にかかわるシステム」という二つの軸で表している。実習前、実習中、実習後という時間の流れに伴って、空間(場・関係性)であるシステムが「実習生システム」、「実習施設・機関システム」、「養成校システム」という学生の直近にあるシステムから「クライエント・システム」や「社会環境システム」へと広がっていくことを示した。その上で、実習の事前準備について以下のように述べている(渡辺2021)。

実習が始まってから実習施設・機関に少しずつ慣れていこうとすると. 慣

れたと感じた頃には実習期間が終わるという結果となり、ソーシャルワーカーとしての技能を高める実習の成果を得ることができない。実習の初日から、ソーシャルワーカーとしての技能を高めるための実習に取り組めるように準備を進めておく必要がある。~中略~単に「職場を知る」、「職種を知る」、「つながりがある多施設・多機関を知る」、「サービスや法律・制度を知る」、ための時間は、実習の時間数に含まれていない。実習を通して、よりよくソーシャルワークの技能を高めるためには、これらは事前に「知っておく」ことが必要である。

これは、三層構造の在り方に時間軸という視点を加え、学生は実習前に必要な知識と経験を修得しておくことが、複雑なシステムが入り組んだ実習現場においていち早く精神保健福祉士法に定められた精神保健福祉士の在り方を学ぶために必要であることを示唆している。

この時,精神保健福祉援助実習指導と,精神保健福祉援助演習(基礎),精神保健福祉援助演習(専門)のねらいを確認すると,いずれも精神保健福祉士が現場で行っている「相談援助」の援助技術における背景となる価値と倫理の内包の重要性を示唆していることが分かる。

2.4. 精神保健福祉士養成に係る実習についての先行研究

ここで、現場実習の在り方に関する先行研究をいくつか紹介し、そこから現場 実習の重要性について論じたい。先行研究の文献選定は CiNii Research により 「精神保健福祉士 実習」で検索した中から本論の趣旨に合うものを選定の上、必 要に応じて精神保健福祉士養成に活用されている教科書や精神保健福祉士の職能 団体である日本精神保健福祉士協会が発行している協会誌や関連図書を選定し た。文献の選定については、共同研究者2名で行った。この際、文献における精神 保健福祉士養成に係る新カリキュラム、現行カリキュラムに関する論考について は特に区別せず、実習の重要性に関して論じた部分を中心に抽出した。

まず、専門性につながる視点として藤原(2016)は、①関わり、②権利擁護の 視点-クライエントの自己決定の尊重、③人と環境の全体性、生活者としてみる という4つを示した。

髙木・宮崎(2014)は精神保健福祉士養成に係る論考の中で精神保健福祉援助 実習について「理論と実践を統合的に学びながら、精神保健福祉領域における ソーシャルワークを修得する機会となり、学生にとっては精神保健福祉士の専門 性を目の当たりにし、肌で感じることのできる重要な場となっている」ことを記したうえで、「精神保健福祉士の実践力を身につけるためのファースト・ステップにおいては、実習指導者の指導を受けながら自己覚知をしっかりと行うことが前提となるように思う。その上で、次の段階へとステップアップしていくことになるであろうが、その重要性を身をもって体験し、実感することのできる唯一の場が実習であるといえる」とした。

さらに、岡田(2017)は同実習履修者への自己アンケートを分析し、「養成に係る背景では、『互いへの尊敬と互いのストレングスから学びあう姿勢』というソーシャルワーカーと当事者との相互関係が、学生と当事者、医療福祉スタッフ、教員との相互関係の中でも成立することが見えてきた。リカバリーに主眼を置き、ストレングスに目を向け、学生の持つ力をエンパワメントするような視点こそ、実習教育に重要であることが明らかとなった」とした。

また、2020年には新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう中、多くの養成校において精神保健福祉士現場実習を学内代替実習へ切り替えた経過があった。学内代替実習では、近年急激に発達したICTを活用することで様々な努力がなされたが、その経験を踏まえ、田中(2023)は「人とかかわり、社会をとらえる専門職であるソーシャルワーカーだからこそ、あえて、現場にこだわることも養成教育の責任であろう」とし、現場に立ち入ることのできない状況を経験したからこそ感じる現場実習の重要性を示唆している。

松本(2021)は、「実習はまさに『経験から学ぶ』学習の機会である」とし、ソーシャルワーカーが使う知識について、言語化することのできる客観的な知識である「形式知」と、言語化することのできない、されていない主観的な知識である「暗黙知」という定義を行った。「形式知」という講義で修得できる知識と共に、現場実習で様々な援助者や当事者と関わることで得られる「暗黙知」こそが現場で体得できるものであり、その双方の重要性を示した。

森田(2013)は、現行カリキュラムが開始となった際に発刊された実習教育における指導書の中で、「実習と演習との関係性、連続性」にふれ、以下のように記した。

演習では体験的に実践を学習し、その作業を通じて実習を補完する。その際、演習の目的は、実習で必要とされるソーシャルワークの知識、技術を学ぶことと、実習における実践の学び方を学ぶことの二つである。前者については、実践とソーシャルワークの知識、技術との関連を学ばせ、知識、技術

中條・森:志學館大学における精神保健福祉士養成の成果と課題について

についての理解を深めさせていく。後者については、実践を学ぶにあたって 必要とされる学習態度や学習スキルを身に付けさせていく。この2点におい て、演習と実習との連続性を考慮していくことが求められる。

これらのことから、精神保健福祉士養成に係る実習・演習関連科目を以下の3つの段階に分けることができる。

〈事前学習としての講義科目と演習科目、ならびに実習指導科目〉

大学における「形式知」として得た知識と経験を援助技術に結び付け、援助技術の中に価値と倫理を内包させて現場に向かうために、必要な知識と技術、価値と倫理を学ぶ段階。

〈実際に現場に向かう現場実習〉

精神保健福祉士を志すものとして実際の現場に初めて立つ場面であると同時に、まさにその瞬間からソーシャルワーカーとしての専門性を「暗黙知」として経験する場面。当事者や援助者との出会いを経験し、そこから葛藤も生まれるため、学生と実習指導者、教員には自己覚知を含んだ高度なスーパーバイズ機能を持つかかわりが求められる段階。そこで経験した「暗黙知」を帰校日指導で仲間と共に分け合い、セルフヘルプグループとしての仲間との関わりを経験する。

〈事後学習としての講義科目と演習科目、ならびに実習指導科目〉

現場実習で得た「暗黙知」と事前学習で得ていた「形式知」を高度に結び付け、融合を目指し、当事者や援助者との出会いを通じて生まれた葛藤や気づきを再び理論に統合していく段階。そこで、得た理論と援助技術とさらに融合させ、学生自身の内側にある価値と倫理の体現方法をより明確にしていく段階。

精神保健福祉士養成における実習・演習関連科目の在り方とは、これら3つの時間軸で分けられたプロセスを経て一本につながっていくという、ある種の物語性の高い関係性であることが理解できる。それは、学生の学びという範囲を超えた、まさしく現場の援助者や当事者、その家族、地域と学生が「相互作用」として学び合い、学生、当事者を含んだ現場の双方のストレングスに着目し、互いにリカ

志學館大学人間関係学部研究紀要 2024 Vol. 45

バリーとエンパワメントが起こるような、貴重で、大切な経験を含んだ深い学び を導く関係性であると言える。

3. 志學館大学におけるカリキュラムの概要

本学においては、2019 (令和元) 年より現場への配属による精神保健福祉援助 実習を開始した。前述された実習における三層構造を基軸とし、精神保健福祉士 法第2条の方の趣旨に基づき、下記の通り、実習・演習科目を展開した。なお、こ れらの教科科目を展開するにあたって、「志學館大学精神保健福祉援助実習の手 引き」(志學館大学精神保健福祉コース2022、2023) と、実習指導資料として教員 が作成したパワーポイントを学生に配布し、教科書として活用している。

精神保健福祉援助実習とは?

精神保健福祉援助実習とは?

精神保健福祉士は、その名称を用いて

・<u>精神科病院</u>などの医療機関と<u>障害福祉サービス事業所</u>などの社会 復帰を図る施設で

・専門的知識及び技術をもって、

・相談援助などのソーシャルワークを展開する者

のことを言いました。

ソーシャルワークとは、

福祉を支える理論的な背景(心意気)

その心意気を展開するための援助技術

で構成されています。実習では、この両方を実際の現場で経験し、 学ぶための科目だと言えます。

図1 精神保健福祉援助実習指導 I で配布した資料 (抜粋)

3.1. 精神保健福祉援助実習指導 I 〈3年次前期〉

精神保健福祉士養成教育2年間のスタートとなる科目であることを意識した。 精神保健福祉士という職種の理解、ソーシャルワーク展開の基礎とイメージの構築を目的として、現場で活躍する精神保健福祉士3名をゲスト講師として招き、現場のリアルな精神保健福祉士の活動の様子を語ってもらった。

内訳は精神科病院勤務者1名,障害福祉サービス事業所勤務者1名,法的な枠組みを超えた広域支援を行う精神保健福祉士1名となっている。いずれも現場経験が20年近いベテランであり,内2名は実習指導者として今後当該学年と関わる方を選定した。これは、精神保健福祉援助実習が「精神科病院」と「障害福祉サービス事業所」の2か所に配属されることを想定し、なおかつその法律では救えない当事者への支援のイメージを獲得することを想定している。事前に現場実習における実習指導者と出会うことで、現場実習に向けた実習指導者との関わりをイメージしてもらうことも目的としている。

講師依頼の際は、上述した本学の精神保健福祉士養成に係る科目の位置づけを 説明し、「精神保健福祉士の実際の活動、および各精神保健福祉士が大切にしてい る『価値と倫理』に基づくソーシャルワーク展開を主として話してもらうこと」 を伝え、了承を得ている。全ての講話による学びについてレポートによる整理と グループワークによる振り返り作業を行った。

3.2. 精神保健福祉援助演習(基礎)(3年次前期)

対人援助職における基本的な心構えや技術の修得を目的とし、自己理解と他者 理解といった自己覚知に向けた基礎的な考え方から、面接の際の基本的な技法な どの修得を目的とした。これまで教科科目で習った知識を演習として実働する ファースト・ステップとして、学生自身の気づきを促すことを目的として教授し た。

3.3. 精神保健福祉援助実習指導Ⅱ〈3年次後期〉

前期で学んだ精神保健福祉士のイメージを持ち、精神科病院と障害福祉サービス事業所で精神保健福祉士が求められている業務の具体的な理解とイメージの構築を目的とし、見学実習を行った。内訳は、依存症治療を専門とする精神科病院・障害福祉サービス事業所、長期入院者など歴史的背景を学ぶことのできる精神科病院・障害福祉サービス事業所、鹿児島市が障害者総合支援法に準拠しない独自の運営を行っている地域精神保健福祉の拠点である鹿児島市精神保健福祉交流センターの3回、のべ8か所である。

精神科病院、障害福祉サービス事業所以外の施設である鹿児島市精神保健福祉交流センター見学実習では、地域精神保健福祉の現状を学ぶことで退院支援後のイメージを学ぶことを目的とし、見学実習先に組み込んだ。実習先には、見学実習の意図を伝え、内容のプログラミングについても大学と現場の方々で協働して検討を行った。

事前学習,事後のグループワークに加え,見学終了ごとにレポート課題を課し、学びを深めた。その後,3月に実習直前の実習指導を実施している。精神保健福祉援助実習指導 $I \cdot II$ での内容を踏まえたうえで、実際の配属先とのやり取りに必要な実習目標設定、目標に基づく学びたい項目の選定を行うと同時に、実習に向けたオリエンテーションを実施した。

3.4. 精神保健福祉援助演習(専門) I 〈3年次後期〉

現場実習を想定し、グループワークを中心にソーシャルワーク展開を意識した 内容を実施した。具体的には教科書を活用したロールプレイや記録の書き方、 ケース検討に向けた具体的なケースワーク展開などの演習を行った。実習指導で 学んだソーシャルワーカー像を自身で体現するための基礎として、また、実習で 行うケース検討の際に必要な「個人と環境の相互作用」や「ミクローメゾーマク ロの視点」、「短期 - 中期 - 長期の視点」などを講義内容に組み込み、グループ ワークによる事例検討とプレゼンテーションを中心に深めていった。

3.5. 実習直前指導〈4年次〉

後述する精神保健福祉援助実習指導Ⅲより5コマ分を4月、5月、6月に定期的に 開講することで、実習直前の実習指導を実施している。実習の三層構造の肝である「ソーシャルワーク実習」として実施するケース検討のための事前指導などを 実施した。

これは、教育的効果として、7月までの実習開始時期まで学生と教員の関係性が 途切れないようにすること、ケース検討などの具体的な指導を直前に行うことに よる実習への意識付けをすることを意図している。

3.6. 精神保健福祉援助実習〈4年次前期・集中〉

これまでの積み上げに基づいて、4年前期集中科目として、2023 (令和5) 年7月 から8月末までの2か月間実施した。前述した科目省令に基づき、精神科病院と障害福祉サービス事業所への配属実習を実施した。実習は1日8時間とし、精神科病院は18日間(144時間)、障害福祉サービス事業所は10日間(80時間)、計28日間(224時間)を実施した。

法令に定められた,週に一度の学生へのスーパービジョンを行うことを目的として,精神科病院へは2回,障害福祉サービス事業所には1回の巡回指導,2週に1回の帰校日指導を実施した。

巡回指導時は学生が感じている現場での感覚へ共感し、実習継続に向けた気づきを促すことを中心に指導した。また、実習指導者とも面談し、現在の学生の様子、課題、ストレングスなどを共有し、残りの期間における実習目標の達成の見立て、修正すべき部分、帰校日指導など大学から指導してもらいたい点などを確認し、「実習スーパービジョンの二重構造」(山本2021)の利点を最大限活かす取り組みを図った。くわえて、巡回時に各実習先の実習指導者との実習の在り方の

検討を逐次行った。

帰校日指導では、学生がホームグラウンドである大学に戻ること、養成課程の仲間と会えることを意図的に活用し、グループダイナミクスを最大限活用した。分かち合いの場になることを意識し、グループスーパービジョンを展開すると同時に、セルフヘルプグループとしての機能も果たせるよう、教員はメリハリをつけ、スーパーバイザーかつファシリテーターとして努めた。必要に応じて個別指導も実施した。

実習の構造については、精神科病院は、実施期間を4週に分け、第1週を「職場実習」、第2週を「職種実習」、第3・4週を「ソーシャルワーク実習」として構造化した。「ソーシャルワーク実習」時には、実際の入院患者もしくは外来の患者への面接や日常の病棟での交流を通した「ソーシャルケースワーク」 50 の実習となる「ケース検討」を展開した。

障害福祉サービス事業所については、第1週を「職場・職種実習」、第2週を「職種実習・ソーシャルワーク実習」の期間と定め、ケース検討は行わず、実習指導者からのスーパーバイズや実際の利用者との交流を通した気づきをまとめ、地域で活動する精神保健福祉士の在り方を学ぶ。そして、地域で活動する当事者との出会いを通じて「回復のイメージ」を持つことを目的としている。

3.7. 精神保健福祉援助実習指導Ⅲ〈4年次前期・集中〉

実習終了後に開講し、実習で深めた学びを報告書にまとめる作業と行うとともに、講義内で同コース3年生へ向けた実習報告会を実施し、学びの外在化、自己覚知、およびプレゼンテーションの技法を学んだ。

また、実習中の高い緊張感から解放された学生だからこそ振り返ることができるエピソードや邂逅への共感を通して、精神保健福祉士としての価値と倫理を再考し、自己覚知を深めていく。

ケース検討については、各学生の行ったケース検討を学生全員で共有し、意見 交換を行い、教員がスーパーバイザーとして指導を行った。

3.8. 精神保健福祉援助演習(専門)Ⅱ〈4年次後期〉

ケース検討及び実習報告会へ向けたプレゼンテーションを深めたのちは, グループワークによる教科書での事例検討を中心に, 実習での経験を踏まえ, 実習前では実施できなかったであろう, より深いケースアセスメントまで視点を向け, さらなる学びの定着を図った。また, 実習後であることの利点を活かし, 現

場を知らなければ伝わらない精神保健福祉士としての援助場面での細かなニュアンスなども伝えることを意識した。

グループワークであることの利点を活かし、異なる考えを持つ人々の中で自分の意見を述べるカンファレンスなども場面想定した形で、積極的な対話とコミュニケーションを求めた。

3.9. その他の専門教科科目〈1年次前期~3年次後期〉

精神保健福祉士養成に係る専門科目は、すべて3年後期までに終了することとなっている。そのため、実習指導 $I \cdot II$ 、演習(基礎)・(専門) I を受講しながらそれらの基礎となる教科科目での学びを深めることとなった。学生へは、現在学んでいる様々な教科科目については「実習のこの部分で活用できる」といった具体的なイメージを持つことができるよう意図的に声掛けを行い、教科科目の内容こそが実習・演習関連科目の基礎となることを伝え続けた。専門教科科目で学んだ知識が援助技術に内包すべき価値と倫理につながる。

3.10. まとめ

これらの展開は、下記の様な図にまとめることができる。なお、この図は前述 した「志學館大学精神保健福祉援助実習の手引き」にも記載し、実習指導などで 活用しているものである。

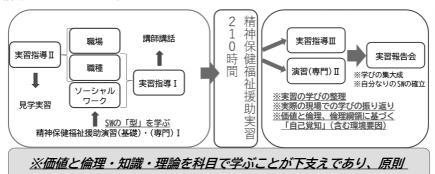


図2 志學館大学における実習の構造について(志學館大学精神保健福祉コース: 2023)

※ SW = ソーシャルワークのことを意味する

4. 実習・演習科目を展開した成果

ここでは、上述した形で展開した実習・演習科目の成果を考察する。精神保健福祉援助実習指導 I・IIによる事前学習によって、学生はまず現場の精神保健福祉士と出会い、そして精神保健福祉士が働く現場と出会うこととなった。そして、ゲスト講師として講話を行う精神保健福祉士の話す実践から精神保健福祉士のソーシャルワーク展開を学び、価値と倫理を感じた。この基礎を以って学生は演習科目の中で、ソーシャルワーク展開を体現するための価値と倫理を内包した援助技術を学ぶこととなる。

現場実習において、ソーシャルワークにおける価値と倫理は必ずしも学生自身の習熟度や理解度によって柔軟に展開されるものではないであろう。仮に実習の中で学生が自分自身の価値と倫理の在り方に迷った際、あらかじめ学んだ価値と倫理を内包した援助技術を持ち、その援助技術に含まれる意図を活用できれば、ソーシャルワークにおける価値と倫理を現場で表現することが可能となる。演習科目はこのような場面を想定し、行動が理解を深め、理解が行動に反映することを繰り返すことで、価値と倫理の理解の深まりと、ソーシャルワーク展開の相互作用を深めることができるという気づきを意図する必要がある。この学びを経たことで、価値と倫理を内包した援助技術を活用し、実際の実習の場面において、当事者、その家族、そして協働する援助者、自分自身の権利擁護を行うことが可能となる。

そして、図1で示したとおり、価値と倫理という言葉をより平易な「心意気」という言葉に変換し、かつ、価値と倫理の中に包括された「自分自身の心持ちによって支援は展開するものである」ことを伝えている。実習に向けた具体的なイメージを実習指導開始時に共有することで、共通意識を持ち、教員と学生が共に学ぶことができた。

現場実習では、学生の多くが初めて当事者と出会い、精神科病院、障害福祉サービス事業所を知ることになる。困難な中で苦悩しながら、これまで準備した様々な事柄を駆使し、実習という大きなイベントを仲間と共に乗り越えていく。学生自身が感じていた「内なる差別や偏見」、や「精神障害者へのイメージ」に気づき、自己覚知し、実習巡回指導と帰校日指導において深めていく。学生自身の「病名や病状の様子が気になり当事者を見ることができない等の「内なる差別や偏見」を帰校日指導の際に自己開示し、グループで共有しながら仲間と共に成長しようとする。

病は当事者の一部であり本人と切り離すことはできないため、病を見る視点が小さくなることで当事者のことを見ることができる等のような学びが学生自身のリカバリーにつながる。

実習を通した自己覚知を学生個々人が行うこと、それらをグループで共有すること、そうした経験を通じた学生自身のリカバリーが進むことで、今後の人生に役立つような気付きを得られる。実習指導を通して教員自身も自己覚知を深め、学生との相互作用の中で学んでいく。実習は学問的かつ専門職的な学びであると同時に人間形成や学生自身のリカバリーにつながる経験となる。

実習の振り返りを事後指導で徹底的に深めることで、学生は実習報告会に向けた準備を行う。ケース検討をまとめた事例検討を含めた精神科病院実習報告書と障害福祉サービス事業所実習報告書、そして実習報告会用のパワーポイントを加えるとその総分量は一人当たりA4で20枚を超える分量となる。実習報告会には後輩である3年生も参加し、対外的な発表と3年生からの質問が飛び交い、有意義な交流が生まれる。実習報告会後の学生の表情は晴れやかで、成長を体感できる瞬間である。

その後,事後指導における演習にもこれまでの実習で得た経験や当事者の具体的なイメージを意図的に組み込むことで、深い学びを得る。常に現場に出ることを想定し、教員の側も質問の質を高め、やり取りの中に根拠を求める。そこには、現場におけるカンファレンスを想定した、実習後だからこそできる現場レベルに近い内容を踏まえたやり取りが展開される。

この間、学生はソーシャルワークにおける価値と倫理やソーシャルワーク展開を自然と身に着け、常に自己覚知を促される。このような一連の展開を通して、学生が卒業後に実践する現場でのソーシャルワーク展開を支えてくれる取り組みができたのではないかと考える。

この取り組みへとたどり着くことこそが、前述した松本 (2021) が示した「形式知」と「実践知」の融合である。そして、先行研究で導かれた事前指導、現場実習、事後指導という3つの時間軸で分けられたプロセスを経て一本につながっていくというプロセスであり、学生の学びという範囲を超えた、まさしく現場の援助者や当事者、その家族、地域と学生が「相互作用」として学び合い、学生、当事者を含んだ現場の双方のストレングスに着目し、互いにリカバリーとエンパワメントが起こるような、貴重で大切な経験を含んだ深い学びを導く関係性を経験するという実習・演習関連科目の意義を体現したものであろう。

5. 次年度以降に向けた今後の課題

これまでの2年間の実習・演習関連科目の展開について振り返り、成果を考えた際、今一度ソーシャルワーカーにおける価値と倫理を再考する場面設定や、実習におけるソーシャルアクションといった、メゾ、マクロの視点の導入が今後は必要であると考えられる。

私たち精神保健福祉士を含むソーシャルワーカーが展開するソーシャルワークには、現在、国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)が示した「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」と呼ばれるものがある。その内容について注釈等を除き、一部を抜粋する(日本ソーシャルワーカー連盟2023)。

ソーシャルワーク専門職のグローバル定義

ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。

社会正義,人権,集団的責任,および多様性尊重の諸原理は,ソーシャルワークの中核をなす。

ソーシャルワークの理論, 社会科学, 人文学, および地域・民族固有の知を基盤として, ソーシャルワークは, 生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう. 人々やさまざまな構造に働きかける。

この定義は、各国および世界の各地域で展開してもよい。

このグローバル定義を概観した際,個別のケースワーク以上に強調されている 点は社会正義や社会変革といった社会へのアプローチである。現在の本学におけ る精神保健福祉士養成については,個別のケースワークへのアプローチは手厚く なった一方,これらソーシャルアクションなどの社会的な活動への視点はまだま だ弱い段階にある。

今後の課題は、この2年で蓄積したソーシャルケースワークを深める視点に加えて、グローバル定義にあるようなソーシャルアクションの様な社会変革にむけた視点であろうと考えられる。現場実習に向けたプロセスの中にいかにソーシャルアクションや社会変革、社会正義といった視点を整理し、実習に反映させていけるかどうかであろう。

6. おわりに

本論では、精神保健福祉士成立の歴史的背景、精神保健福祉士養成に係るカリキュラム、他大学の実践を含む先行研究を通して、精神保健福祉士養成の肝である実習・演習関連科目の在り方を考察し、本学のこの2年間の養成プログラムを概観し、その成果と今後の課題を論じた。養成プログラムにおいては、事前学習、現場実習、事後指導を連動させて展開し、援助者や当事者、その家族、地域と学生が「相互作用」として学び合うような取り組みを意識した。その中で、学生、当事者を含んだ現場、双方のストレングスに着目し、互いにリカバリーとエンパワメントが生起する学びを導く関係性を経験する実習・演習関連科目の意義を一定程度展開できた成果を報告した。他方、ソーシャルアクションなどのメゾ、マクロへの視点といった課題の抽出も行うことができた。

2021 (令和3) 年度から開始された精神保健福祉士養成に係る新カリキュラムが、2024 (令和6) 年度で完成年度を迎える。現在本学では、上述したソーシャルアクションへの視点などを実習指導の事前指導に盛り込んだ取り組みを実践し、これまでの蓄積を活かしたカリキュラム展開を行っている。それらについては、次年度改めて報告を行いたい。

そして、社会正義の実現や社会変革を深く学ぶためには、現場とのさらなる協働に向けたシステム構築の必要性も感じている。今後は、実習先との定期的な学習会や実習の在り方を検討する機会を設けることが、実習を充実させるだけではなく、大学を通したソーシャルアクションの場になるのではないかと考える。これは、既に他大学では実施されていることであり、早急な整備が求められるものでもある。

それは、私たち教員自身のソーシャルワーカーとしての研鑽の必要性と重なる。大学の教員は研究者であると同時に教育者でもある。そして、専門職養成に係り、その専門職としての自己研鑽についても欠かせない。ソーシャルワークは、これまでの人々の生活の中で蓄積された幸せになるための知恵を理論化したものである。日々の生活の中でソーシャルワークを意識し、一人一人の学生と向き合いソーシャルワークを研究し、学び、深めることで教員自身がリカバリーしていくことの重要性も感じている。

それは養成課程として学生と教員の協働なしではありえない。精神保健福祉士養成は、当事者とその家族、社会のためであると同時に、学生の、そして教員のリカバリーに寄与するものであらねばならない。これから歴史を紡いでいくであ

ろう本学の精神保健福祉士養成課程における今後の指針を当事者とその家族, 地域社会, そして学生や教員を含めたすべての人々のリカバリーに寄与することとして. 本論を終えたいと思う。

7. 謝辞

本学精神保健福祉コース設立に尽力した有松前任教員,中村前任教員,事務局の皆様,実習を受け入れ,支えてくださった現場の皆様,現場で学生に貴重な学びを与えてくださった当事者とそのご家族の皆様への心よりお礼を申し上げます。

注

- 1) 厚生労働省などにおいては明確な定義は成されていないが、田村(2003)は「精神症状に対する治療的理由以外の社会的な諸条件が原因となって行われる(期間の長短とは無関係な)入院のこと」と定義している。精神保健福祉士が国家資格化した際には、多くの社会的入院は長期間に及んでいた。
- 2) ここで表記されるリカバリーとは、単に病からの回復を意味する言葉ではなく、病という経験を通した全人的な回復を意味する。例えば、Ragin (=2005) はその要素を「希望」、「エンパワメント」、「自己責任」、「生活の中の有意義な役割」とし、人間のリカバリーの最初の要素は希望であるとされる。希望を取り戻すことこそがリカバリーの第一歩とされている。
- 3)精神保健福祉士法は2024(令和6)年4月より改正が決定しており、本稿では、現行法での精神保健福祉士法を記載した。改正後、第2条は「この法律において「精神保健福祉士」とは、第二十八条の登録を受け、精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、若しくは精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十八項に規定する地域相談支援をいう。第四十一条第一項において同じ。)の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談又は精神障害者及び精神保健に関する課題を抱える者の精神保健に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うこと(以下「相談援助」という。)を業とする者をいう。」へ変更となる。
- 4)「精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令」は2021(令和3)年に改正され、科目名などは新カリキュラムの名称に移行しているが、構造上の大きな変更はない。 5)ソーシャルケースワークとは、アメリカにおける事前組織協会(COS)と呼ばれる団体

の活動を行っていたリッチモンド(Richimond, M.E.)が確立したソーシャルワーク展開の基礎となる展開過程である。その構造はクライエントとの出会いとなるインテーク(エンゲージメント),クライエントのニーズを見立てるアセスメント,見立てたニーズに基づき援助計画を構築するプランニング,実際の支援実施とその振り返りであるモニタリング,支援の終結と支援結果の評価,アフターケアで構築されている。学生においては,主にインテーク,アセスメント,プランニングを中心に実施し,その展開過程を記録することで,ケース検討を行い,実習期間中は実習指導者より,実習終了後は教員からスーパーバイズを受けて学びを深めていく。

引用文献

- 藤原正子(2016)「第6章 精神保健福祉士養成における実習教育のあり方」(2016, 一般社団法人精神保健福祉士養成校協会編)『精神保健福祉士の養成教育論 その展開と未来』中央法規出版。96-98
- 岩本操(2019)「第1章 精神保健福祉援助実習の理解」(2019, 日本精神保健福祉士養成校協会編)『新・精神保健福祉士養成講座9 精神保健福祉援助実習指導・実習 第2版』中央法規出版 12-14
- 厚生労働省(2023a)「精神保健福祉士法」
 - https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=80998052&dataType=0&pageNo=1 (2023.12.23現在)
- 厚生労働省(2023b)「精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令」 https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=80ab2257&dataType=0&pa(2023.12.23現 在)
- 厚生労働省・文部科学省(2011)「大学等において開講する精神障害者の保健及び福祉に関する科目の確認に係る指針について」(平成23年8月5日23文科高第501号・障発0805第9号)
 - https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/shougaihoken/seisinhoken/dl/seisinhoken04.pdf(2023.12.25現在)
- 松本すみこ (2021) 「序章 講義 演習 実習の循環」 (2021, 一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟編) 『最新 精神保健福祉士養成講座8 ソーシャルワーク実習指導・ソーシャルワーク実習 [精神専門]』中央法規出版, 2-6
- 森田久美子(2013)「第Ⅱ部第1章 精神保健福祉援助演習の理解」(2013, 日本精神保健福祉士協会 日本精神保健福祉士養成校協会編集)『教員と実習指導者のための精神保健福祉援助実習・演習』中央法規出版、202-217
- 中條大輔 (2016)「日本の精神保健福祉施策の展開とリカバリーに関する一考察」『鹿児島国際大学大学院学術論集』8. 19-33
- 日本ソーシャルワーカー連盟 (2023)「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」https://ifsw.org/definition/global definition/ (2023.12.23現在)

- 岡田洋一 (2017) 「精神保健福祉援助実習における学生アンケート調査から見えてきた学生 の学び | 『福祉社会学部論集』 36 (2), 53-66
- Ragin,M. (2002) A Road to Recovery, Mental Health Assosiation in Los Angels County, Los Angels. (=2005, 前田ケイ監訳『ビレッジから学ぶ リカバリーへの道 精神の病から立ち直ることを支援する』金剛出版, 28-30)
- 志學館大学精神保健福祉コース(2022)『志學館大学精神保健福祉援助実習の手引き』 志學館大学精神保健福祉コース(2023)『志學館大学精神保健福祉援助実習の手引き』
- 高木健志・宮崎まさ江 (2014)「山口県立大学社会福祉学部における地域を基盤とした精神保健福祉士養成への取り組みに関する一考察:実習教育のさらなる充実に向けて(〈特集〉地域を基盤としたソーシャルワークの展開について)」『山口県立大学学術情報』7,95-103
- 田村綾子(2003)「『社会的入院』の概念とその要因」『精神保健福祉:日本精神保健福祉士協会誌』34(1),5-9
- 田中和彦(2023)「新型コロナウイルス感染症下の精神保健福祉士実習:代替実習への取り 組みから現場実習を再考する」『精神保健福祉:日本精神保健福祉士協会誌』54(4), 295-298
- 渡辺雄一 (2021)「第1章ソーシャルワーク実習の目的と構造 第4節 実習の構造」(2021, 一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟編)『最新 精神保健福祉士養成講座 8 ソーシャルワーク実習指導・ソーシャルワーク実習 [精神専門]』中央法規出版, 37-44
- 山本博之 (2021)「第4章 実習中の学習 第1節 実習スーパービジョン」(2021, 一般社団 法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟編)『最新 精神保健福祉士養成講座8 ソーシャルワーク実習指導・ソーシャルワーク実習 [精神専門]』中央法規出版, 132-142 谷中輝雄 (1993) 『谷中輝雄論稿集 I 生活』、やどかり出版, 93-107

参考文献

- 一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟編(2021)『最新 精神保健福祉士養成講 座5 精神保健福祉の原理』、中央法規出版
- 厚生省公衆衛生局(1951)「わが国精神衛生の現状並びに問題について」医学通信262号, 11-13
- 竹端寛(2018)「高度経済成長期から現在へ —〈日本型社会システム〉をどのように評価するか—「家族丸抱え」から「施設丸投げ」へ—日本型"残余"福祉形成史」『学術の動向』, 23 (9), 9_34-9_39,
- 竹島正 (2000)「【資料】 精神病者監護法 (1900) 精神衛生法 (1950)」『精神保健研究』46,79-88